

令和元年 11 月 1 日

番号利用法別表第二省令において規定されていない情報取得事象について
(令和元年 11 月 1 日)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に基づき、情報提供ネットワークシステムを用いた他機関との情報連携により、従来添付書類が必要であった事務について添付を省略できることとされ、本年 7 月 1 日から本格運用が開始されました。

今般、本連合会における地方公務員災害補償情報を用いる一部事務について、本連合会の構成組合が情報照会を行った際、データ標準レイアウト（情報連携の対象となる具体的なデータ項目や照会条件を定める様式で、国が作成し、各機関において共通して適用するもの）において提供可能情報の設定に不備があったため、取得が想定されていない情報（休業補償給付情報）が提供される事象が判明したことから、こうした情報が照会可能となっている事務に関して、情報提供者に対する情報照会を停止することとしました。

なお、今回の事象により取得した休業補償給付情報については、既に削除しましたので、外部に漏洩することはありません。

(1) 事案の概要

- ・ 公務等による遺族共済年金（経過的職域加算額）の併給の調整に係る事務に当たり、本連合会の構成組合が、情報提供ネットワークシステムを用いて地方公務員災害補償基金に対して地方公務員災害補償情報を照会したところ、番号利用法別表第二省令（※）では取得が想定されていない休業補償給付情報が含まれて提供されました。

（実際に休業補償給付情報が提供された件数は、1 件）

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成 26 年内閣府・総務省令第 7 号）

- ・ これは、データ標準レイアウトにおいて提供可能情報の設定に不備があったため、取得が想定されていない休業補償給付情報が提供されたものです。

(2) 対応

- ・ 今回の事象により取得した休業補償給付情報については、既に削除しました。
- ・ 本連合会では、取得が想定されていない情報が照会可能となっている事務に関しての情報照会を停止することとし、本連合会の構成組合に対して通知しました。
- ・ 今回の事象を踏まえ、本連合会では、国に対して、データ標準レイアウトの修正を依頼しました。